許認可等の内容		商工会の合併の認可			
根拠法令等及び条項		商工会法第52条の2第2項			
標準処理期間	根拠条項	未設定			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更
	標準処理期間	B			
	根拠条項	商工会法第23条第2項、第52条の2第2項及び第3項			
	参考事項	商工会法施行規則第8条の2			
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更
	- 11	•			

【基準】

1 商工会の合併に対する認可(法第52条の2第3項)

市長は、合併の認可の申請があった場合において、合併後存続する商工会又は合併によって成立する商工会(以下「新商工会」という。)が次に掲げる要件に適合していないと認めるときは、認可をしてはならない。

- (1) 下記のアからオに要件に適合すること。(法第23条第2項)
 - ア 合併の手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。
 - イ 地区内において、引き続き6か月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有す る商工業者の2分の1以上が会員となるものであること。
 - ウ 合併が地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。
 - エ 事業を実施するために必要な経済的基礎を有すること。
 - オ 新商工会が市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあっては、その合併が関係市町村内の商工業の総合的な改善発達に支障を生じないこと。
- (2) 新商工会が市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする場合にあっては、合併により新商工会の事業が合併前の商工会の事業に比して著しく効率的なものとなること。
- 2 商工会の合併の認可の申請(法施行規則第8条の2) 合併の申請書には新商工会の定款、事業計画書、収支予算書及び下記の書類を添付 しなければならない。
- (1) 合併によって消滅する商工会の名称及び住所を記載した書面
- (2) 合併の理由を記載した書面 (3) 合併契約書の謄本
- (4) 合併を決議した総会の議事の経過
- (5) 1の要件に適合していることを証する書面 (6) 財産目録及び貸借対照表